

申請者	学科名	保健福祉学科	職名	助教	氏名	松田 実樹
調査研究課題	地域における障害者の共同生活住居の提供及び日常生活上の支援の諸課題					
調査研究組織	氏名	所属・職		専門分野	役割分担	
	代表	松田 実樹	保健福祉学科・助教	介護福祉	調査・分析・執筆	
	分担者					
調査研究実績の概要	<p><b>【研究の意義と目的】</b></p> <p>わが国では、包括的に障害者を支える仕組みを作るために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定された。これまでの障害分野における研究では、特に障害児教育・療育に焦点を当てたものや、障害当事者研究が盛んに行われてきた。しかしながら、厚生労働省による「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」によると、障害のある高齢者が5年間で3.8倍と大幅に増加しており、障害当事者及び同居している家族の高齢化が報告されている。そのため、在宅で家族と同居している割合が8割以上と高いことも鑑みると、主介護者である家族が今まで通り日常生活の支援を継続し続けることには限界が生じる可能性が高い。</p> <p>そのため、日中活動の場及び住まいの整備が必要不可欠である。障害者の高齢化や重度化も踏まえ、2015年4月からケアホームとグループホームが一元化された。しかしながら、研究代表者が行った2012年及び2014年の調査研究では、在宅で生活している障害者が将来的にグループホームで生活することを望んでいたが、希望者に対して入居できる枠が少なく、生活の場の確保ができていないとは言い難い実態があった。そして、その状況は医療的なケアが必要となる重度障害者となるとなお難しい（増田2010、鶴野2015）。</p> <p>そこで本研究では、医療的ケアの必要性に考慮しつつ、障害者のグループホームが拡充していく為に何が必要であるか明らかにすることを目指し、地域における障害者の共同生活住居の提供及び日常生活上の支援の諸課題を整理することを目的とした。</p> <p><b>【研究方法】</b></p> <p>研究対象者は、共同生活援助（障害者のグループホーム）の管理者270名である。調査期間は、平成28年11月2日～平成29年2月28日までとした。調査方法は、郵送法によるアンケート調査である。研究の主旨から、医療的ケアの必要性を問うということもあり、WAM-NETの障害福祉サービス事業所情報を用いて、1府7県から難病等を対象者としているグループホーム270事業所を抽出した（2016年8月時点での登録事業所）。調査内容は、「医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等の地域生活支援方策に係わる調査研究事業報告書」及び「医療的ケア児・者のQOL向上事業実施報告書」を基に研究代表者が作成した。得られたデータは、単純集計及びクロス集計を行い、課題の整理をおこなった。なお、本研究は岡山県立大学倫理委員会の承認（16-62）を得て実施された。</p>					

調査研究実績  
の概要

**【結果及び考察】**

270事業所へ送付し、住所不明等で返送された35通を除いた235通のうち、70事業所から回答がされた（回収率29.8%）。性別は、男性49名(70%)、女性21名(30%)で、平均年齢（±標準偏差）は51.38歳（±11.3）、グループホームの管理者としての経験年数（±標準偏差）は46.3ヶ月（±44.6）であった。運営主体は51.4%が社会福祉法人であり、次いでNPO法人（24.3%）、株式会社（12.9%）であった。うち、G.H.の42.5%は家賃補助の助成を受けていた。法人毎の利用者数は平均11名（3-80名）で、障害支援区分の平均は2.93(区分なし-区分6)、医療的ケアが必要な利用者数の平均は2.24人（0-51人）であった。現在提供可能な医療的ケアの内容は「服薬管理」が最も多く（40.6%）、次いで「SpO2モニターの使用」（8.3%）、吸引（6.3%）、経管栄養(6.3%)であった。

医療的ケアが必要な障害者のサービス利用について現在、課題となっていることについては「グループホームの国報酬基準では、適切な支援を提供できない」「グループホームの人員配置基準では、適切な支援を提供できない」「ホームで提供できる医療的ケアの内容が限定される為、利用申し込みに対応できないことがある」ことが挙げられた。

また、医療的ケアを必要とする障害者が地域で安心して暮らすためには、「医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準を改善すべき」「一定の圏域内に緊急時等に対応可能な地域医療機関を確保すべき」「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう法律が改定されたが、もっと研修システムをしっかりと作るべき」であるとの改善点が示された。

障害者の日常生活を支える仕組みは現在、地域へと移行している。地域で障害者が生活を継続させるためには、日中活動の場及び住まいの整備が必要である。しかしながら、調査対象事業所の半数近くが特定障害者特別給付費の支給による家賃補助を受けていたが、依然として医療的ケアを必要とする障害者がサービス利用するにあたって需要と供給のバランスは取れていなかった。そして、先行研究同様に、特に医療的なケアが必要となる重度障害者となると更に生活の場の確保に困難を抱えている現状があった。特に共同生活援助の人員基準では、看護職員の配置は必須でなく、協力医療機関の定めを行うにとどまっている。環境変化に弱い障害者が親なき後も地域で住み続ける為には、安定的に日常生活支援と医療的ケアが受けられることは不可欠であり、その体制を確保するための法的整備が早急に求められることが明らかとなった。